



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィンクス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉田 實
(JASDAQ・コード3784)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 木元 覚
(TEL. 03-5209-7351)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である富士ソフト株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他関係会社の商号等

(平成27年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
富士ソフト株式会社	親会社	68.97	0.00	68.97	株式会社東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置づけ、親会社等やそのグループ企業との取引関係、人的・資本的關係

当社の親会社である富士ソフト株式会社は、当社株式の68.97%を所有しております。富士ソフトグループは、富士ソフト株式会社が、総合情報サービス企業としてシステム構築全般に関して事業展開を行うほか、当社を含む関係会社は主として、金融、流通、通信及び医療等の各業界に特化した事業展開を行っております。当社は、その中で流通系顧客を対象とし独自の事業展開を行っております。

現在、当社の経営全般に対する監督、チェック機能の強化を図るため、富士ソフト株式会社より役員2名を招聘し、何れも当社の取締役を兼任しております。

(2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、流通・サービス業、中でも小売業に対する情報サービスの提供をコア事業領域として、独自の事業領域で独自のビジネスモデルの確立を図りながら事業展開を行っており、事業展開を行う上で親会社から特段の制約及び調整を受けている事項はありません。

親会社グループ会社との取引については、当社パッケージソフトウェア製品の販売、システム開発の委託、事務所賃借等の取引が発生しておりますが、個別の案件ごとに協議、相見積り等を実施しており、当社との関連を有しない会社との取引と同様に決定しております。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保

富士ソフトグループにおいては、その成り立ちとしてM&Aを主体としてきたこともあり、「各グループ企業が相互に独立した会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ憲章が定められており、各グループ企業が独自の方針等により事業を展開し、各々の特徴を生かしたアライアンスを推進していくことにより、グループ全体としての成長を実現していくことをグループ戦略としております。

このことから、各グループ企業の一部においては事業領域の重複が生じておりますが、各社においてはグループ内の事業展開上の制約及び調整事項等はなく、一定の独立性は確保されていると認識しております。

(役員の兼任の状況)

(平成27年5月12日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役 (非常勤)	豊田 浩一	取締役 専務執行役員 生産部門統括 ソリューション事業本部長	情報システム業界における豊富なビジネス経験とITに関する幅広い見識を活かして、当社の経営全般に対する監督、チェック機能強化のため
取締役 (非常勤)	岡嶋 秀実	執行役員 エリア事業本部長	情報システム業界における豊富なビジネス経験とITに関する幅広い見識を活かして、当社の経営全般に対する監督、チェック機能強化のため

3. 支配株主等との取引に関する事項

平成27年3月期における親会社との主な取引は下表のとおりです。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	富士ソフト(株)	横浜市 中区	26,200	情報処理 サービス業	直接 68.97	・製品の販売等 ・商品の仕入 ・業務の外注 ・資金の貸付	当社パッケージソフトウェア製品の販売等	193,224	売掛金	15,112
							商品の仕入 システム開発の委託等	781,282 333,535	買掛金	159,407
							資金の貸付	1,366,865	短期貸付金	2,038,490
							資金の回収	332,507		
							貸付利息	7,992	-	-

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主等との取引につきましては、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件に従い、双方協議の上、合理的に取引条件を決定しております。また、当社と同社間における重要な財産の処分・譲り受け、多額の借財及びその他取締役会決議事項につきましては、その決定に際して、その他第三者の取引とその基準を区別することなく取締役会決議を必要としております。

以 上